

事故繰越し繰越使用の報告について

平成 24 年度藤沢市一般会計事故繰越しの繰越使用について、別紙繰越計算書のとおり報告する。

2013 年(平成 25 年) 6 月 5 日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

報告理由

平成 24 年度藤沢市一般会計事故繰越しを繰越使用するので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告する。

参 考

地方自治法 抜粋

(予算の執行及び事故繰越し)

第 220 条

- 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

地方自治法施行令 抜粋

(繰越明許費)

第146条

- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

(予算の執行及び事故繰越し)

第150条

- 3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

平成24年度藤沢市一般会計

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為 予 定 額
				支出済額	支出未済額	
9 土木費	2 道路橋りょう 費	市道新設改良費	62,774,250	42,774,250	20,000,000	

事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳						一般財源	説明
	既収入特定財源			未収入特定財源				
	国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他		
20,000,000				11,000,000	8,100,000		900,000	六会駅東口通り線道路改良工事において受注者と下請け業者との契約に時間を要したため